

(別記様式第5号)

## 農業経営基盤強化準備金に関する計画書兼実績報告書

提出年月日：令和 年 月 日  
適用を受けようとする年分等：  
(令和 年 月 日～令和 年 月 日)

住所又は所在地：  
電話番号： ( ) -  
屋号又は法人名  
氏名又は代表者氏名

地域計画における位置付け

地域計画の市町村名（地域名又は地区名）： ( )

### 1. 農用地等の取得計画

取得する農用地等の種類	1							
数量（面積、台数等）	2							
所要額（円）	3							
取得予定年	4							
変更の理由	5							
合計所要額（円）	6							

### 2. 農業経営基盤強化準備金の積立状況

積立年	期首準備金残高	交付金等受領額	準備金として積み立てた金額	準備金取崩額	農用地等の取得に充てた金額		期末準備金残高
					準備金取崩額のうち農用地等の取得に充てた金額	準備金として積み立てられなかった金額	
7	8	9	10	11	12	13	14

#### 農業経営基盤強化準備金に係る個人情報の取扱い

国は、農業経営基盤強化準備金の積立て及び農用地等の取得に係る農林水産大臣の証明書の交付に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び関係法令に基づき、適正に管理するとともに、対象者要件の確認など本証明書の交付業務のために利用します。

また、国は、本証明書の交付業務のほか、地域計画の作成・見直しその他の経営改善等に資する取組に活用するため、本証明書の交付申請者の氏名、住所等を当該交付申請者の関係する市町村に必要最小限度内で提供することがあります。

「農業経営基盤強化準備金に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。

## 別記様式第5号 記載要領

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 通常版又は拡大版のいずれかを用いること。
- 3 拡大版については1ページ目と2ページ目が一枚の紙の両面になるように印刷し、記載すること（別紙は不可）
- 4 提出年月日の下に、個人にあつては適用を受けようとする年分を、法人にあつては適用を受けようとする事業年度及びその期間を記載すること。
- 5 氏名欄は、個人にあつては住所、電話番号、屋号及び氏名を、法人にあつては所在地、電話番号、法人名及び代表者氏名を記載すること。
- 6 地域計画における位置付けの欄は、取得しようとする農用地が含まれる当該地域計画の市町村名（地域名又は地区名）をすべて記載するものとし、取得しようとする農用地が含まれない地域計画の市町村名（地域名又は地区名）は記載しないこと。
- 7 4の欄の取得予定年及び7の欄の積立年は、法人にあつては取得予定事業年度及び積立事業年度と読み替えるものとする。
- 8 「1. 農用地等の取得計画」の表は、認定計画等の有効期間内において農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例を用いて取得を予定するものについて記載すること。なお、農用地等を取得した場合の課税の特例の対象となる農用地は、特例の適用を受けようとする者が利用するものとして、地域計画に定められたものであるから、留意すること。また、農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例の対象となる特定農業用機械等の取得価額要件は次の通りであるから、留意すること。
  - (1) 機械及び装置並びに器具及び備品にあつては1台又は1基（通常一組又は一式をもって取引の単位とされるものにあつては、一組又は一式）の取得価額が30万円以上のもの
  - (2) 建物及びその附属設備にあつては一の建物及びその附属設備の取得価額の合計額が30万円以上のもの
  - (3) 構築物にあつては一の構築物の取得価額が30万円以上のもの
  - (4) ソフトウェアにあつては一のソフトウェアの取得価額が30万円以上のもの
- 9 2の欄の数量（面積、台数等）は、農用地にあつてはその面積等を、特定農業用機械等にあつては台数等を記載すること。
- 10 5の欄の変更の理由は、当初に提出した「1. 農用地等の取得計画」の表から変更した場合において、変更した理由について記載すること。
- 11 「2. 農業経営基盤強化準備金の積立状況」の表は、提出する年（事業年度）の前年までの最大6年分の実績と、提出する年の積立状況について記載すること。なお、積み立てられた事業年度終了の日の翌日から5年を経過した準備金がある場合は、経過した事業年度の「準備金取崩額」の欄に、その金額を記載すること。
- 12 8の欄の金額は、前年（事業年度）の14の欄の金額と一致させること。
- 13 9の欄の金額は、対象となる交付金等の受領額の合計額について記載すること。
- 14 10の欄の金額と13の欄の金額の合計額は、9の欄の金額を超えないこと。
- 15 11の欄の金額は、8の欄の金額を超えないこと。
- 16 12の欄の金額は、11の欄の金額を超えないこと。
- 17 14の欄の金額は、（8の欄の金額）＋（10の欄の金額）－（11の欄の金額）となる。
- 18 農業経営基盤強化準備金に係る個人情報の取扱いについて、記載された内容について同意する場合は□にチェックをする。

## 農業経営基盤強化準備金に関する計画書兼実績報告書

提出年月日：令和 年 月 日

住所又は所在地： \_\_\_\_\_

屋号又は法人名 \_\_\_\_\_

適用を受けようとする年分等： \_\_\_\_\_

電話番号： ( ) - \_\_\_\_\_

氏名又は代表者氏名 \_\_\_\_\_

(令和 年 月 日～令和 年 月 日)

地域計画における位置付け

地域計画の市町村名（地域名又は地区名）： \_\_\_\_\_ ( ) \_\_\_\_\_

### 1. 農用地等の取得計画

取得する農用地等の種類	1														
数量（面積、台数等）	2														
所要額（円）	3														
取得予定年	4														
変更の理由	5														

取得する農用地等の種類	1														
数量（面積、台数等）	2														
所要額（円）	3														
取得予定年	4														
変更の理由	5														
合計所要額（円）	6														

2. 農業経営基盤強化準備金の積立状況

積立年	期首準備金残高	交付金等受領額	準備金として積み立てた金額	準備金取崩額	農用地等の取得に充てた金額		期末準備金残高
					準備金取崩額のうち農用地等の取得に充てた金額	準備金として積み立てられなかった金額	
7	8	9	10	11	12	13	14

農業経営基盤強化準備金に係る個人情報の取扱い

国は、農業経営基盤強化準備金の積立て及び農用地等の取得に係る農林水産大臣の証明書の交付に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び関係法令に基づき、適正に管理するとともに、対象者要件の確認など本証明書の交付業務のために利用します。

また、国は、本証明書の交付業務のほか、地域計画の作成・見直しその他の経営改善等に資する取組に活用するため、本証明書の交付申請者の氏名、住所等を当該交付申請者の関係する市町村に必要最小限度内で提供する場合があります。

「農業経営基盤強化準備金に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。

別記様式第5号 記載要領

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 通常版又は拡大版のいずれかを用いること。
- 3 拡大版については1ページ目と2ページ目が一枚の紙の両面になるように印刷し、記載すること（別紙は不可）。
- 4 提出年月日の下に、個人にあっては適用を受けようとする年分を、法人にあっては適用を受けようとする事業年度及びその期間を記載すること。
- 5 氏名欄は、個人にあっては住所、電話番号、屋号及び氏名を、法人にあっては所在地、電話番号、法人名及び代表者氏名を記載すること。
- 6 地域計画における位置付けの欄は、取得しようとする農用地が含まれる当該地域計画の市町村名（地域名又は地区名）をすべて記載するものとし、取得しようとする農用地が含まれない地域計画の市町村名（地域名又は地区名）は記載しないこと。
- 7 4の欄の取得予定年及び7の欄の積立年は、法人にあっては取得予定事業年度及び積立事業年度と読み替えるものとする。
- 8 「1. 農用地等の取得計画」の表は、認定計画等の有効期間内において農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例を用いて取得を予定するものについて記載すること。なお、農用地等を取得した場合の課税の特例の対象となる農用地は、特例の適用を受けようとする者が利用するものとして、地域計画に定められたものであるから、留意すること。また、農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例の対象となる特定農業用機械等の取得価額要件は次の通りであるから、留意すること。
  - (1) 機械及び装置並びに器具及び備品にあっては1台又は1基（通常一組又は一式をもって取引の単位とされるもの）にあっては、一組又は一式）の取得価額が30万円以上のもの
  - (2) 建物及びその附属設備にあっては一の建物及びその附属設備の取得価額の合計額が30万円以上のもの
  - (3) 構築物にあっては一の構築物の取得価額が30万円以上のもの
  - (4) ソフトウェアにあっては一のソフトウェアの取得価額が30万円以上のもの
- 9 2の欄の数量（面積、台数等）は、農用地にあってはその面積等を、特定農業用機械等にあっては台数等を記載すること。
- 10 5の欄の変更の理由は、当初に提出した「1. 農用地等の取得計画」の表から変更した場合において、変更した理由について記載すること。
- 11 「2. 農業経営基盤強化準備金の積立状況」の表は、提出する年（事業年度）の前年までの最大6年分の実績と、提出する年の積立状況について記載すること。なお、積み立てられた事業年度終了の日の翌日から5年を経過した準備金がある場合は、経過した事業年度の「準備金取崩額」の欄に、その金額を記載すること。
- 12 8の欄の金額は、前年（事業年度）の14の欄の金額と一致させること。
- 13 9の欄の金額は、対象となる交付金等の受領額の合計額について記載すること。
- 14 10の欄の金額と13の欄の金額の合計額は、9の欄の金額を超えないこと。
- 15 11の欄の金額は、8の欄の金額を超えないこと。
- 16 12の欄の金額は、11の欄の金額を超えないこと。
- 17 14の欄の金額は、 $(8の欄の金額) + (10の欄の金額) - (11の欄の金額)$ となる。
- 18 農業経営基盤強化準備金に係る個人情報の取扱いについて、記載された内容について同意する場合は口にチェック